

事前質問票チェックリスト

【以下の点を聞き取り確認を行ってください】

	チェック項目	チェック
調査先が 医療機関の場合のみ	(1)対面での調査及び家族等の調査の立ち合いが可能か確認する。申請者に聞いて分からない場合は、可能であれば医療機関に問い合わせる。(医療機関の職員から直接申請書が持ち込まれる場合は、その場で聞き取りを行ってください。)リモート調査の場合は、チェックを付ける。	
	(2)退院(転院)予定日を確認する。「未定」の場合は、未定と記入。	
共通	(3)立会人は複数いるか。いる場合は別紙等に全員の氏名・続柄を記入。	
	(4)日程調整の連絡先で、連絡を取るのに都合の良い時間帯はあるか確認する。ある場合は余白等に記入。	
	(5)訪問調査の日程で都合が悪い日時、曜日、時間帯等を確認したか。申請日から1か月程度の予定を聞いてください。	
	(6)調査場所の変更の可能性がある場合は、その住所や連絡先、立ち合い希望等を聞き取ったか。変更可能性がある全ての場所の情報を聞き取り、記入してください。また、調査場所が変更となることが確定した段階で高齢福祉課(049-262-9037)に連絡するように申請者に伝えてください。	
	(7)がんの場合、本人への告知の有無を聞き取ったか。また、がんのステージを聞き取り、末期の場合は、その旨を記載してください。(至急で認定調査を行えるよう調整するためです。)	
	(8)交通事故等、第三者による行為が原因で介護が必要な状態になった場合や、状態が悪化した場合であるか。その場合は、介護サービスの費用を加害者である第三者が負担することになります。市への届出が必要となりますので高齢福祉課(049-262-9037)に連絡し、申請者に高齢福祉課までご来庁いただくよう伝えてください。	
	(9)主治医意見書の作成を依頼する医療機関への最終受診日・次回受診予定日を確認したか。主治医がいない場合は、受診を促し、通常は2回以上受診しないと引き受けてもらえないことを伝えてください。	
	(10)申請者に、主治医から意見書作成の承諾を得られているか確認する。承諾を得られていない場合、申請者から医療機関にご連絡いただくか、直近で受診する機会があればその際に、要介護認定のための意見書作成を依頼したい旨伝えるよう促す。	
	(11)本人に知られたくない話題があるか確認したか。確認して、ある場合は「有」に丸をつけ、内容を記入。ない場合は「無」に丸をつけてください。	
	(12)現在、特に日常生活で介護が必要なことを確認したか。本人が施設入所等していて申請者が分からない場合は、可能であれば施設等に問い合わせて記入する。何もチェックがつかない場合、要介護認定が不要である可能性があり、事業対象や一般介護予防事業を勧めることが必要な場合があります。	
	(13)利用している、利用したいサービスを確認したか。(11)同様何もチェックがつかない場合、要介護認定が不要である可能性があり、事業対象や一般介護予防事業を勧めることが必要な場合があります。	
	(14)認定結果通知を、住所または登録されている場合は送付先に送付しますと伝えてください。	